

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第37号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>(使用料) 第11条 略</p> <p>別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 （1） 有料公園を利用する場合</p> <table border="1" data-bbox="174 887 1084 1166"><thead><tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人利用</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>団体利用（20人以上）</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>定期利用</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>回数券による利用</td><td colspan="2">別に規則で定める額</td></tr></tbody></table> <p>（2） 略</p>	利用区分	単位	金額	個人利用	略		団体利用（20人以上）	略		定期利用	略		回数券による利用	別に規則で定める額		<p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 （1） 有料公園を利用する場合</p> <table border="1" data-bbox="1167 887 2076 1161"><thead><tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人利用</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>団体利用（20人以上）</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>定期利用</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>（2） 略</p>	利用区分	単位	金額	個人利用	略		団体利用（20人以上）	略		定期利用	略	
利用区分	単位	金額																										
個人利用	略																											
団体利用（20人以上）	略																											
定期利用	略																											
回数券による利用	別に規則で定める額																											
利用区分	単位	金額																										
個人利用	略																											
団体利用（20人以上）	略																											
定期利用	略																											

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。